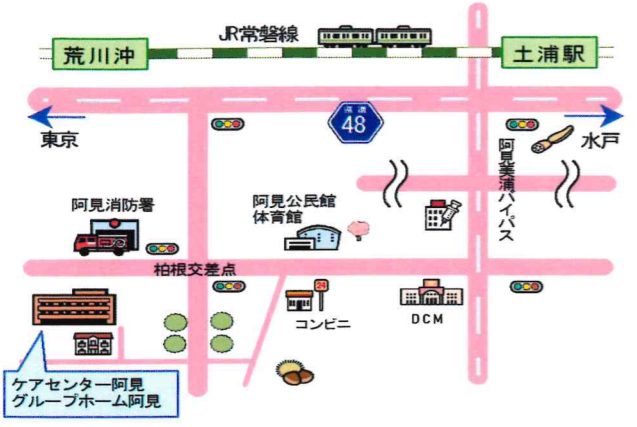


ケアセンター阿見

介護老人保健施設
(介護予防) 短期入所療養介護
(介護予防) 通所リハビリテーション
居宅介護支援事業所
グループホーム阿見

地図



アクセス

- ◆ 電車・バス
土浦駅西口バス停(阿見公民館行き) 20分
阿見公民館より徒歩20分
- ◆ 自家用車
・常磐自動車道
桜土浦 IC → 土浦方面 → 阿見美浦バイパス 20分
・圏央道
阿見東 IC → 阿見町内方面 10分
- ◆ タクシー
・ひたち野うしく駅東口 15分
・荒川沖駅東口 15分
・土浦駅東口 20分



施設概要

- ◆ 老人保健施設 ケアセンター阿見(100床)
通所リハビリテーション(40名)
住所 〒300-0333
茨城県稲敷郡阿見町若栗2957-4
TEL 029(889)1180
FAX 029(889)1350
- ◆ 居宅介護支援事業所
TEL 029(840)3270
FAX 029(889)1350
- ◆ 認知症対応型共同生活介護 グループホーム阿見(18名)
住所 〒300-0333
茨城県稲敷郡阿見町若栗2957-5
TEL/FAX 029(889)2767



ケアセンター阿見 QRコード

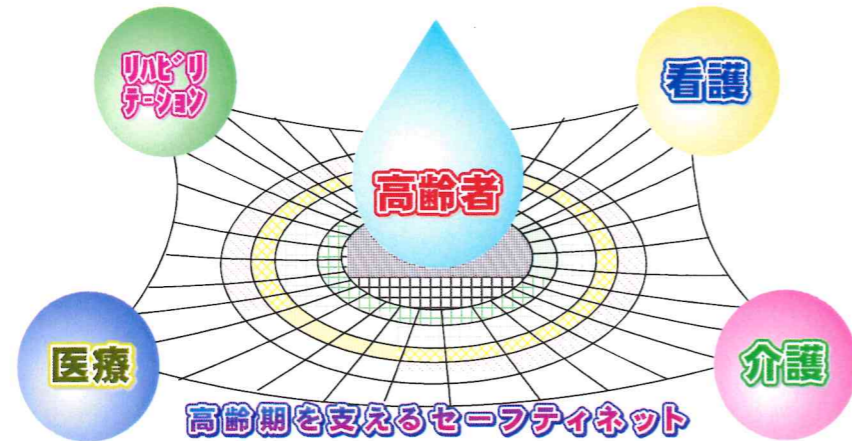


皆様に喜んで頂けるサービス提供を目指しています

高齢期を支えるセーフティネット

医療・看護・リハビリテーション・介護

どんな病気でも、その治療は医療と看護とリハビリテーションと介護との4つの要素で構成されていることに変わりはありません。老健施設は、この4つの要素をバランス良く備えて、高齢期特有の、それもとりわけ経過の長い病気の治療に当たることを目標とします。ここが、医療という要素の比重が極端に重くなっている在来型の一般診療機関との大きな違いです。やや誇張すれば、一般診療機関のサービスの主役が医療なのに対して、老健施設のそれは介護だと言えるかもしれません。



介護保険法における介護老人保健施設

介護老人保健施設は在宅復帰を目指す

介護保険制度における施設介護サービス提供機関には

1. 介護老人保健施設
2. 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
3. 指定介護療養型医療施設 の3施設があります。

介護老人保健施設は、介護保険法によって「その者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない」と在宅復帰が強く規定されています。よって自ずと他の2施設とは異なる施設運営理念・方針が求められ、また施設の人員・設備面にも特徴的な基準が設けられています。

介護老人保健施設の理念と役割

【理念】

介護老人保健施設は、利用者の尊厳を守り、安全に配慮しながら、生活機能の維持・向上をめざし総合的に支援します。また、家族や地域の人びと・機関と協力し、安心して自立した在宅生活が続けられるよう支援します。

【役割】

1. 包括的ケアサービス施設
利用者の意思を尊重し、望ましい在宅または施設生活が過ごせるようチームで支援します。そのため、利用者に応じた目標と支援計画を立て、必要な医療、看護や介護、リハビリテーションを提供します。
2. リハビリテーション施設
体力や基本動作能力の獲得活動や参加の促進、家庭環境の調整など生活機能向上を目的に、集中的な維持期リハビリテーションを行います。
3. 在宅復帰施設
脳卒中、廃用症候群、認知症等による個々の状態像に応じて、多職種からなるチームケアを行い、早期の在宅復帰に努めます。
4. 在宅生活支援施設
自立した在宅生活が続けられるよう、介護予防に努め、入所や通所などのサービスを提供するとともに、他サービス機関と連携して総合的に支援し、家族の介護負担の軽減に努めます。
5. 地域に根ざした施設
家族や地域住民と交流し情報提供を行い、さまざまなケアの相談に対応します。市町村自治体や各種事業者、保健・医療・福祉機関と連携し、地域と一体となったケアを積極的に担います。

つつじ

人員・サービス内容・利用料

人員について

医師（常勤）1人
看護職員・介護職員常勤換算34人以上
（看護職員数は看護・介護職員の総数の7分の2程度、
介護職員数は看護・介護職員の総数の7分の5程度）
理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士1人以上
介護支援専門員1人以上
その他 支援相談員・管理栄養士・薬剤師等



介護認定の流れ

1. 申請

御本人・御家族又は居宅介護支援事業者へ依頼する。



2. 市町村担当課

要介護認定申請書を居住地の市町村担当課へ提出する。



3. 訪問調査

認定に必要な情報を認定調査員が家に調査に行きます。



4. 一次判定

主治医意見書

調査項目を認定ソフトに入力し、出た介護度を主治医意見書と一緒に介護認定審査会に提出します。



5. 二次判定

介護認定審査会

数人の認定審査員が資料を基に介護度を決定します。



6. 介護計画作成

サービスを利用する前に居宅介護支援事業所等へ介護計画書作成を依頼する。



7. サービス利用

各種サービスから必要なサービスを選択し利用開始する。

サービス内容について

◆◆◆ 要介護の方 ◆◆◆

① 介護保健施設サービス（入所）

要介護認定を受けている方で病状が安定し、リハビリに重点を置いたケアが必要な高齢者が入所できます。医学的な管理のもとで、日常生活の介護やリハビリ（機能訓練）が受けられます。

② 短期入所療養介護サービス

要介護認定を受けている方で「しばらく家族の介護の手を休めたい」「諸事情により家庭で療養介護ができない」方は、介護老人保健施設等に短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活の介助や機能訓練を受けられます。

③ 通所リハビリテーションサービス

要介護認定を受けている方で「施設に通ってリハビリを受けたい」「家族の介護の手を休めたい」方は、日帰りのリハビリテーション等が受けられます。

◆◆◆ 要支援の方 ◆◆◆

① 介護予防短期入所療養介護サービス

要支援認定を受けている方で「しばらく家族の介護の手を休めたい」「諸事情により家庭で療養介護ができない」方は、介護老人保健施設や医療機関に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活の支援や、機能訓練・医師の診療等が受けられます。

② 介護予防通所リハビリテーションサービス

要支援認定を受けている方で「施設に通ってリハビリを受けたい」「自分でできる事をふやしたい」方は、食事等の日常生活上の支援や生活行為向上のための支援等、日帰りのリハビリテーションが受けられます。

居宅介護支援サービス

居宅介護支援事業所では、介護サービス計画書作成・介護認定手続き・介護に関する相談等のサービスをしています。

認知症対応型共同生活介護サービス

グループホームは、認知症と診断され要支援2・要介護認定を受けている方が、共同生活をするサービスです。

サービス利用料について

介護保険料の自己負担は所得により1割から3割までのいずれかです。

サービスの内容・種類により、介護保険料の自己負担分の他、自費負担分（食費・部屋代等）となる料金が掛かります。詳細は、お気軽にご相談下さい。

立地環境

立地及び周辺環境

阿見町は「人と自然がつくる楽しいまち」をテーマにした自然環境豊かな美しい町です。

阿見町は、茨城県の南部に位置する東西11km、南北9km、総面積64.97km²（湖面を除く）のまちで、土浦市や筑波研究学園都市に隣接しています。日本第2の湖霞ヶ浦に面する豊かな自然と、成田国際空港まで約30km、首都60km圏内という好位置にあり、東京、水戸へはJR常磐線や常磐自動車道を利用して約1時間の距離にあります。当施設は、阿見町のほぼ中央に位置する若栗地区にあり、四季折々の自然環境に恵まれた立地に建っています。



春：さくら



秋：くり



ケアセンター阿見全景

ケアセンター阿見：鉄筋コンクリート3階建、入所定員100名（短期入所含む）

通所リハビリテーション（デイケア）

定員：40名
営業：月～土
（年末年始休業）

看護師・介護福祉士・療法士・管理栄養士等の専門チームで在宅生活を支援します。

通所リハビリテーションは、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練（リハビリ）を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上、また、御家族様の身体的・精神的介護負担を軽減することを目的としております。

1日の流れ

09:00	迎 え	リハビ リ	入 浴
09:30	施設到着 健康チェック 水分補給 趣味活動		
12:00	昼 食 休養休息		
13:30	アソビリ イベント等		
15:00	お や つ		
15:30	整 容		
16:00	送 り		



お花見

選べる 昼食

定食や丼物など3種類と、
日替わり定食から
当日選択できます。

四季折々の行事



芋煮会

1階療養棟

入所定員 35名（4人部屋：5室、2人室：6室、個室3室）



サービスステーション



居室側廊下



中央トイレ・洗面台



食 堂

2階療養棟

入所定員 36名（4人部屋：5室、2人室：6室、個室4室）



サービスステーション



居室側廊下



談話スペース



食 堂

3階療養棟

入所定員 29名（4人部屋：4室、2人室：5室、個室3室）



サービスステーション



居室側廊下



中央トイレ・洗面台



食 堂

2階ステーション脇、お気軽にお立ち寄り下さい。

入所者・利用者・御家族様の憩いの場として利用できます。



営業のお知らせ 平日に週3・4日、AM9:30～PM2:30 営業しています。

一般大浴槽・特別浴槽・チェア浴槽を完備しています。



一般浴・小庭園



一般浴・洗い場



車椅子特殊浴槽



寝台特殊浴槽

* 一般浴前小庭園は、四季の変化を楽しめます。

理学療法士・作業療法士等が集団・個人で機能訓練を行います。



集団・個別リハビリの他、生活リハビリに力を入れています。

入所（短期入所）1日の流れ

1日の基本スケジュール

■ リハビリテーション：機能訓練

介護老人保健施設の役割である「在宅復帰」を実現するため、当施設では、療法士を複数配置し入所者の身体状況に合わせ「リハビリマネジメント計画書」を各々に作成し、計画に沿って身体機能改善のため、機能訓練を基本週2回以上実施しています。

■ 入浴：一般浴・機械浴

施設での入浴は基本週2回です。お風呂は一般浴槽（歩ける方が入浴できるバリアフリーの大浴槽）と機械浴（座位のまま入浴できるチェア浴槽1台、寝た状態で入浴できる特殊浴槽1台）を身体状況に合わせ使用しています。

■ 食事：大切なサービスのひとつと認識

施設生活で食事は、体力向上・機能回復等でとても大切と考え、見た目・味・献立を工夫して提供しています。

1. 行事食・郷土料理の提供（毎月）
2. 選択食の提供（1回/週）
3. 当日選択食の提供（2回/週）
4. 手作りおやつ提供（1回/月）

*尚、おやつは希望（申込み：別料金）にて提供しています。



日替わり定食と当日選択食メニューから、当日朝に選択し当日昼食に提供されます。また、季節毎に献立が変更になります。(写真:例)

■ アソビ

「アソビ」とは、遊びやゲームの中に機能訓練の要素を取り入れ実施するもので、体を動かす・声を出す・考える等の要素が含まれています。

■ 巡視、排尿チェック

原則、1日8回「巡視、排尿・排便チェック（おむつ交換）、トイレ誘導など」を定期的に実施しています。

- 06:00 起床
- 06:30 整容
- 07:30 朝食
- 08:30 口腔ケア
- 10:00 水分補給
- 11:30 昼食
- 12:00 口腔ケア
- 13:30 アソビ
- 15:00 水分補給
- 17:30 夕食
- 18:00 口腔ケア
- 19:00 入床
- 21:00 消灯

入浴
リハビリ

希望された方には「おやつ」を提供します。

施設年間行事

施設では、入所者・利用者、御家族を対象に「季節を感じる、地域・ボランティアとの交流、御家族とのふれ合いを深める、郷土料理を味わう」等の目的で年間を通じ様々な行事を開催しています。

● 主な年間行事

1月 初詣



2月 節分

4月 お花見



8月 納涼祭



10月 運動会

12月 クリスマス会



居宅介護支援事業所

介護保険に関するご相談等、お気軽に御連絡ください。

連絡先

電話 029(840)3270
FAX 029(889)1350

運営方針

御利用者・家族様が安心して在宅生活を継続出来るように支援してまいります。また、ご利用者様の意思及び人格を尊重し自由な選択に基づいてサービスを調整してまいります。

業務内容

介護支援専門員（ケアマネジャー）が身体障害や認知症などの症状により、生活のしづらさや人に言えない困りごとを抱えている方のお話を伺います。そして困りごとを明確にしその対応策について相談者と一緒に考えていきます。必要に応じて介護保険の申請から、介護保険サービスを利用するのに必要なケアプランの提案やモニタリングを行ない、総合的に関わって参ります。

具体的な業務

1. 介護保険に関する相談・助言
2. 御利用者と、その家族の希望や要望に沿ったケアプランの提案・作成
3. 保健・医療・福祉・介護サービス機関との連絡・調整
4. 介護用品・介護機器の紹介と使用、購入の助言、申請代行
5. 住宅改修についての提案・助言・申請代行
6. 要介護認定調査



すいせん



こぶし

グループホーム阿見

認知症対応型共同生活介護 グループホーム阿見 2ユニット（18名）
住所 〒300-0333 茨城県稲敷郡阿見町若栗2957-5
電話/FAX 029(889)2767

グループホームとは？

（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）は、地域密着型サービスに位置づけられ、阿見町に住所のある認知症と診断された要介護等の認定を受けている方が、職員の手助けを受けながら共同して日常生活を送ることにより社会的孤独感の解消、また、御家族様の身体的・精神的負担を軽減することを目的としています。

利用できる方

阿見町に住所があり、介護予防で要支援2、介護保険で要介護1・2・3・4・5の認定を受けている方で主治医より、認知症の診断を受けている方。

利用手続き

要支援要介護認定を受けられている方は、担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）にご相談下さい。

☆認定を受けていない方は、当施設居宅介護支援事業所でも御相談を受け付けております。

スプリンクラー
全室完備



スプリンクラー装置



すずらん



全景



霞ヶ浦総合公園イルミネーション

外出
季節に応じて、皆さんの希望に添って初詣・お花見・買い物・外食等へ出かけます。